

平成30年12月18日

工事安全協力会会長 様
陸運安全協力会会長 様
船舶安全協力会会長 様
安全協力会事務局 様

昭和四日市石油株式会社
四日市製油所
環境安全部長 大同 浩生



保護めがね着用のお願ひ

拝啓 貴社ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。平素は弊社の安全安定操業にご尽力頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、従来より弊社では従業員の安全を確保するため、構内において通常の業務あるいは、作業にあたる時は、保護めがね（又は個人のめがね）の着用を義務付けております。（ヘルメットと保護めがね（又は個人のめがね）は、1セットと考えています。）

つきましては、来年1月1日より安全協力会会員の皆様におかれましても、弊社従業員と同様に身の安全を確保するために、構内に入構した際は、保護めがね（又は個人のめがね）の着用をお願い申し上げます。

なお、作業にあたる時は、適切な保護具の着用をお願いいたします。

以上、趣旨ご理解いただき、よろしく徹底のほどお願い申し上げます。

敬具